



寄附は、直接団体にコンタクトを取って行う他に、民間サイトを活用して Web 上で行う、寄附付き商品を購入するなど、さまざまな方法で行うことができます。

なお、認定 NPO 法人等に寄附をして必要な手続きを行うと、寄附した人の納める税金が少なくなるなど、税制上のメリットがあります。(市内で活動する認定 NPO 法人等は別冊を参照)

認定NPO法人等に寄附をした人が受けられる税制上のメリット(川崎市の場合)

制 度	個人への税の優遇	概 要
認定・特例認定	所得税と個人住民税の軽減	所得税(所得控除または40%の税額控除を選択) 個人住民税(市民税8%、県民税2%の税額控除)
条例指定	個人住民税の軽減	個人住民税(市民税8%、県民税2%の税額控除)

個人が寄附をすると(例:1万円)

1 寄附をする



寄附先のNPO法人から寄附に関する受領証明書を受け取り、申告時(寄附をした翌年の3月15日まで)に必要なため、大切に保管しておく。

捨てないで!

寄附金控除を受けるために確定申告を行う際、原則、寄附金受領証明書の添付が必要になります。

2 確定申告をする必要が…… ある人は、所轄税務署で確定申告をする ない人は、市税事務所などで個人住民税の申告をする

認定か特例認定を受けている場合
※条例指定も受けている場合を含む

条例指定のみ受けている場合

3 所得税・個人住民税が軽減

最大で **4,000** 円の税金が軽減
(1万円ー適用下限額2,000円)×50%=4,000円
…所得税分3,200円、市民税分640円、県民税分160円
※税額控除を選択した場合

3 個人住民税が軽減

最大で **800** 円の税金が軽減
(1万円ー適用下限額2,000円)×10%=800円
…市民税分640円、県民税分160円

※1：税額控除には上限があります。※2：市民税・県民税両方の控除を受けるには、寄附先のNPO法人が市と県のそれぞれで指定されている必要があります。※3：認定NPO法人への寄附については、法人税や相続税に関する優遇措置もあります。

一人一人の思いが、寄附という形で社会全体の市民活動を支えることにつながり、さらにNPO法人を育てることにもなるんじゃ。それに、認定や川崎市の条例指定NPO法人に寄附すると、思いを託した寄附によって、税の軽減が受けられるメリットもあるんじゃな。



税理士に聞いてみよう!!

税のことは税の専門家に聞くのが一番!

東京地方税理士会川崎南支部の小澤税理士に聞いてみました。

認定NPO法人等に寄附をすると、どのような税額控除が受けられるのですか??



個人が寄附した場合、所得税と個人住民税の軽減の対象となります。法人が寄附した場合、一定の算式で計算した金額を損金に算入することができます。また、いわゆる「遺贈寄附」の場合、相続税の優遇の対象となる場合があります。



個人が税額控除を受けるために必要な手続きはありますか?



もちろん寄附をただで自動で税額控除を受けられるわけではありません。税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要のある人の場合は税務署で確定申告を、所得税の確定申告をする必要のない人の場合は市税事務所などで個人住民税の申告をしなければいけません。



税申告の時に気を付けることはありますか?



認定NPO法人等に寄附をすると、領収書とは別に“寄附金受領証明書”を受け取ります。これは、税申告を行う際に、添付する必要がありますので、必ず受け取って保管しておいてください。

寄附金額や個人の所得など、条件によって税控除の適用や額が異なりますので、不明な点は税理士や税務署に相談してみましょう。

